

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	中央卸売市場		
許 認 可 等 名	卸売物品の確認の検査		
根 拠 法 令	徳島市中央卸売市場業務条例		
根 拠 条 項	第59条		
連 絡 先	(電話 628 - 2759)		
審 査 基 準	基 準	<p>(卸売代金の変更の禁止)</p> <p>第59条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員が正当な理由があると確認したときは、この限りでない。</p> <p>徳島市中央卸売市場業務条例施行規則</p> <p>(卸売物品の検査)</p> <p>第68条 卸売業者は、卸売をした物品について買受人から正当な理由による卸売代金の変更の申出があったときは、条例第59条ただし書に規定する卸売物品の確認の検査を市長に申請しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による検査を受けようとするときは、卸売物品確認検査申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 第55条第2項の規定は、前項の検査について準用する。</p> <p>4 前項の規定による検査を終了したときは、市長は、卸売物品確認検査証を交付する。</p> <p>(受託物品等の確認検査)</p> <p>第55条 卸売業者が条例第46条第1項の規定による確認を受けようとするときは、受託物品確認検査申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による確認検査は、その検査をする物品のある場所等に</p>	
	参 考 事 項	事故処理要領	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)	
	標 準 処 理 期 間	総日数	3日(休日を除く)
	(設定しないものについてはその理由)		
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)	

審査基準

基準

において卸売業者立会のうえ、当該物品の容器の完否、荷造の状態、個数、内容、重量、鮮度及び品質等について行う。
3 前項の規定による検査を終了したときは、市長は、受託物品確認検査証を交付する。

卸売物品の確認の検査に係る審査基準については、上記の他、別紙「事故処理要領」のとおり。

* 卸売物品確認検査申請書は、別紙様式第49号とする。